

第25期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

事業報告の会社の体制および方針

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

株式会社NEW ART HOLDINGS

会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

I. 基本方針

当社は、持続的成長により株主利益及び企業価値の最大化に努めることを目標とし、質の高い商品とサービスの提供を通じて社会に貢献していきます。

そのために、業務の適正性を確保する体制を整備し、それを適切に運用することにより、法令及び定款などを遵守するとともに、上場企業としての社会的責任、使命を果たします。

II. 内部統制の体制の整備に関する方針

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令、規則及びルール遵守を定めた「行動規範」や各種社内規程を、社内のグループウェアを通じて、全役職員に継続的に周知徹底をはかると同時に、啓蒙教育や研修を行います。
- (2) 監査役は、取締役会に出席し、会社の決議事項のプロセス・内容などが法令及び定款などに基づき、適合しているかを確認します。
- (3) 内部監査室は、従業員が、法令、定款及び社内規程などに基づき、適正に職務を遂行しているかどうかを「内部監査規程」に基づき監査し、その監査結果を取締役社長に報告するとともに監査役にも提出します。
- (4) 当社は、従業員が、法令、定款及び社内規程などに疑義のある行為に気づいた場合に、取締役社長もしくは常勤監査役に直接情報提供を行うことのできる「ホイッスルライン」を設置し、内部統制システムの強化をはかっています。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理については、「取締役会規程」及びその他の関連規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に行います。
- (2) 取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧できます。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスクマネジメントの対象となるリスク及び会社内における対策、組織、責任、権限などを規定した「経営危機管理規程」に基づき、未然防止、リスクの解消、事故などの再発防止に努めます。

- (2) 当社の各部門は、あらゆるリスクに対応するため、所管業務に付随するリスクの管理に必要な体制（リスクの発見、情報伝達、対応など）を構築し、その整備・運用を行うとともに、組織横断的なリスク状況の監視及び対応体制を構築します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 取締役は、責任と権限に関する基本事項を定めた「職務権限規程」及び「職務権限明細表」に基づき、適正かつ効率的に職務を執行します。
- (2) 取締役会は、毎期、全役職員の共通目標となる「事業計画」を決定し、その進捗状況を適宜チェックします。
- (3) 担当取締役は、目標達成のために権限委譲を含めた効率的な業務運営の方法を定め、定期的な進捗状況を取締役に報告します。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社に対する適切な経営管理を行います。
- (2) 当社は、グループ会社全体で、コンプライアンス体制を構築するために、当社の「行動規範」の遵守をグループ会社にも徹底します。そのために、グループ会社においても、継続的に周知徹底をはかり、必要に応じて啓蒙教育や研修を行います。
- (3) 当社の監査担当部署は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社の監査を実施し、監査報告書を取締役社長へ提出します。なお、問題があるときは、適宜改善を行います。
- (4) グループ会社においても、複合的なリスクに対応するため、業務に付随するリスク管理に必要な体制（リスクの発見、情報伝達、対応など）を構築し、その整備・運用を行います。
- (5) グループ会社の取締役及び従業員は、グループ各社における重大な法令違反、その他コンプライアンスにかかわる重要な事実を発見したときは、当該会社の取締役社長または監査役に報告します。報告を受けた取締役社長または監査役は、適切な対応を行える体制を構築します。

6. 監査役がその職務を補助すべき補助者を置くことを求めた場合における当該補助者に関する事項

- (1) 監査役会から職務補助のための補助者を求められたときは、独立した補助者を任命します。その際、取締役などからの独立性を確保するため、補助者の人事評価は監査役会が行い、補助者の人事異動及び懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るようにしています。

(2) 監査役補助者は、業務の執行に関わる役職を兼務しません。

7. 取締役及び従業員が、監査役会に報告をするための体制

- (1) 取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する虞れがあるとき、役職員による違法または不正行為を発見したとき、その他監査役会へ報告すべきものと定めた事項が生じたときは、すみやかに監査役会に報告します。
- (2) 監査役は、必要がある場合には、稟議書その他社内の重要書類、資料などを閲覧できるようにしています。
- (3) 監査役会に報告をしたことを理由として、報告者が不利益な扱いを受けないよう、当該報告者を保護します。また、報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利益な扱いを受けていることが判明した場合は、これを除去するための適切な措置を講じます。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役社長は、役職員の監査役監査に対する理解及びその環境の整備に努めます。
- (2) 取締役社長は、「監査役会規程」に基づき、当社の経営上の対処すべき課題、その他監査上の重要課題などについて、監査役と定期的な意見交換を行います。
- (3) 監査役は、必要と認めるときは、特定の事項について、内部監査室及びその他の部署に、監査役監査に対し協力を求められるようにしています。
- (4) 監査役は、定期的に会計監査人と財務及び会計に関する事項などの協議・意見交換をするなど、緊密な連携をはかり、その監査業務が実効的に行えるようにしています。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当社は、「行動規範」や各種社内規程に沿った適正な業務遂行のために、職制による指揮を行い、コンプライアンスを確保するための体制に基づき、職務執行を行いました。また、社内ของกลุ่มウェアを通じて、全役職員に継続的に周知徹底をはかると同時に、啓蒙教育や研修を実施しました。
- ② 監査役は、取締役会に出席し、会社の決議事項のプロセス・内容などが法令及び定款などに適合しているかを確認しております。
- ③ 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、各種資料の閲覧、部門責任者からのヒアリング、各事業所への往査を実施し、その監査結果を取締役社長に

報告するとともに、監査役にも提出しております。

- ④ 当社は、従業員が、法令、定款及び社内規程などに疑義のある行為に気づいた場合に、取締役社長もしくは常勤監査役に直接情報提出を行うことのできる「ホイットスライン」を設置しており、その運用を継続しました。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業規模拡大に不可欠な成長投資を優先し、株主利益及び企業価値の最大化に努めることを基本方針としております。また、株主還元については、企業価値向上による株価上昇と剰余金の配当等によって総合的に実現してまいります。なお配当等の決定については2015年6月26日開催の第21期定時株主総会にて定款の変更を行い、取締役会の決議により機動的に実施できるよう配慮しております。また、剰余金の配当等は、純利益だけでなく、内部留保も含めた資本効率を勘案すると同時に将来の事業計画を考慮して決定しております。

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社等の数 8社

主要な連結子会社等の名称 株式会社ニューアート・シーマ
Israel Shiraishi, Ltd.
株式会社 ニューアート・ラ・パルレ
株式会社 ニューアート・フィンテック
HONG KONG NEW ART LIMITED
株式会社ニューアート・クレイジー
台湾新美股份有限公司
台湾帕蕾拉有限公司

なお、株式会社ニューアート・テクノロジー（旧 株式会社ニューアート・コイン）については、所有株式の全てを売却したため連結子会社でなくなりました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

(イ) 主要な非連結子会社の名称

上海东美美容有限公司、新魅（上海）珠宝有限公司

(ロ) 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

上海东美美容有限公司、新魅（上海）珠宝有限公司

(2) 持分法を適用しない理由

当期純損益及び利益剰余金からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

会社名	決算日
Israel Shiraishi, Ltd.	12月31日

連結子会社のうちIsrael Shiraishi, Ltd.の計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。また、当連結会計年度において株式会社ニューアート・フィンテックの決算日を4月30日より3月31日に変更しております。その他の連結子会社等の決算日は3月31日であり、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 商品及び製品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

一部の商品及び製品については総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ. 仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ハ. 原材料及び貯蔵品

主として最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	3～41年
機械装置及び運搬具	2～17年
工具、器具及び備品	2～20年

在外連結子会社は所在地国の会計基準に基づく定額法によっています。

- ② 無形固定資産
定額法によっています。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。
- ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用
均等償却によっています。
- (3) 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、その発生年度に一括損益処理しております。
- (5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子会社などの資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めています。
- (6) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、5～20年間の定額法により償却を行っております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについて、特例処理としています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段 金利スワップ
- ・ヘッジ対象 借入金

③ ヘッジ方針

市場金利の変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略します。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前連結会計年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前連結会計年度42,602千円）は、当連結会計年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」196,144千円に含めて表示しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「流動資産」の「未収消費税」（当連結会計年度123,605千円）については、金額的重要性が減少したため、当連結会計年度においては「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「流動資産」の「未収還付法人税」（当連結会計年度871千円）については、金額的重要性が減少したため、当連結会計年度においては「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において「投資その他の資産」の「その他」に含めておりました「長期貸付金」（前連結会計年度3,000千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「流動負債」の「未払消費税」

(当連結会計年度203,540千円)については、金額的重要性が減少したため、当連結会計年度においては「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,828,924千円

保証債務

(一財)軽井沢ニューアート・ミュージアムの設備に係る割賦販売契約及びリース契約に基づく支払に対する連帯保証について15,620千円の保証を行っております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 332,527,514株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年 6月28日 定時株主総会	普通株式	97	0.3	2018年 3月31日	2018年 6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年 6月27日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	325	1.0	2019年 3月31日	2019年 6月28日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しています。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。資金

運用については短期的な預金などに限定しています。なお、デリバティブについては、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客及び提携先企業の信用リスクに晒されています。また、外貨預金は、同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあるものを除き、為替の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1～3ヶ月以内の支払期日です。一部外貨建てのものについては、外貨預金の残高の範囲内にあるものを除き、先物為替予約を利用してヘッジする場合があります。これ以外の残高は、為替の変動リスクに晒されています。

借入金は、主に設備投資にかかる資金調達と短期的な運転資金を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後3年です。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されていますが、長期の一部については、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前途の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載されている「4. 会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社は、財務経理規程に従い、営業債権について、得意先毎に債権の発生時期を整理して、売掛金年齢表を作成し残高管理を行っています。また、滞留債権については、営業責任者及び商品責任者は、遅滞なく債権の明細、回収見込、その他の状況について、社長及び関係者に報告し、適切な対応策を協議することにより、得意先の財務状況の悪化などによる回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジする場合があります。また、当社は借入金にかかる支払金利の変動リスクに関しては、長期借入金の一部について、金利スワップ取引を利用しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従っております。

③ 資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、財務経理規程に従い、資金管理責任者が常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に関して的確な施策を講じるとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価などに関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません。(注) 2. 参照)

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,002,017	2,002,017	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 (注1)	2,447,329 △232,172		
	2,215,157	2,215,157	—
(3) 長期貸付金 貸倒引当金 (注2)	347,740 △347,740		
	—	—	—
資産計	4,217,175	4,217,175	—
(1) 支払手形及び買掛金	320,002	320,002	—
(2) 短期借入金	2,626,800	2,626,800	—
(3) 未払金及び未払費用	719,803	719,803	—
(4) 未払法人税等	783,466	783,466	—
(5) 長期借入金 (注3)	1,104,083	1,104,957	873
(6) リース債務 (注4)	119,294	119,143	△150
負債計	5,673,450	5,674,173	723
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注2) 長期貸付金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注4) 1年内返済予定のリース債務を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 長期貸付金

長期貸付金の時価は、帳簿価額から現在の貸倒見積額を控除した金額を

もって時価としております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金及び未払費用、
(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

- (5) 長期借入金、(6) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

また、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元金利の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
敷金及び保証金 (注)	1,095,984

(注) 敷金及び保証金は償還期限の定めが無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから当該帳簿価額によっています。

1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 22円93銭
(2) 1株当たり当期純利益金額 2円81銭

重要な後発事象に関する注記

(株式併合)

当社は、2019年5月7日開催の取締役会において、2019年6月27日開催予定の第25回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます）に、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議しました。

(1) 株式併合の目的

当社の株価は、1円当たりの株価変動率が相対的に大きく、投機の対象として株価の乱高下が生じやすい状況であるため、一般投資家の皆様への影響が大きくなっております。また、東京証券取引所では望ましい投資単位として5万円以上50万円未満という水準を明示しており、当社の株価はこの水準を下回っております。このような理由から、20株を1株に株式併合することにより当社株式の投資単位を適切な水準に調整することを目的としております。

(2) 株式併合の内容

① 株式併合する株式の種類

普通株式

② 株式併合の方法・比率

2019年10月1日をもって、2019年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数20株につき1株の割合で併合いたします。

③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（2019年3月31日現在）	332,527,514株
株式併合により減少する株式数	315,901,139株
株式併合後の発行済株式総数	16,626,375株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算出した理論値であります。

(3) 発行可能株式総数の変更の内容

株式併合の割合にあわせて、効力発生日における当社の発行可能株式総数を700,000,000株から66,000,000株に変更いたします。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して端数の割合に応じて支払います。

(5) 株式併合の日程

取締役会決議日	2019年5月7日
株主総会決議日	2019年6月27日
株式併合の効力発生日	2019年10月1日

(6) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	458円61銭
1株当たり当期純利益	56円23銭

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっています。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3～41年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっています。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっています。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生年度に一括損益処理しております。

6. 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについて、特例処理としています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段 金利スワップ
- ・ヘッジ対象 借入金

③ ヘッジ方針

市場金利の変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略します。

7. その他計算書類のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その

他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」(前事業年度5,443千円)は、当事業年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」13,663千円に含めて表示しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「投資その他の資産」の「敷金及び保証金」(当事業年度235,988千円)については、金額的重要性が減少したため、当事業年度においては「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「流動負債」の「関係会社未払金」(当事業年度3,758千円)については、金額的重要性が減少したため、当事業年度においては「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 233,889千円
記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

2. 関係会社に対する金銭債権債務の額

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権または金銭債務の額は次のとおりであります。

短期金銭債権	9,894千円
短期金銭債務	5,121千円
長期金銭債権	2,321千円
長期金銭債務	42,728千円

3. 保証債務

子会社である㈱ニューアート・シーマの一部の店舗設備に係る延払売買契約に基づく支払に対する連帯保証について64,127千円と一部の店舗の賃貸借契約に基づく賃料支払に対する連帯保証を行っております。

子会社である㈱ニューアート・ラ・パルレの一部の店舗設備に係る延払売買契約に基づく支払に対する連帯保証について73,149千円と一部の店舗及び本社の賃貸借契約に基づく賃料支払に対する連帯保証を行っております。

子会社である㈱ニューアート・クレイジーの一部の店舗の賃貸借契約に基づく賃料支払に対する連帯保証を行っております。

(一財)軽井沢ニューアート・ミュージアムの設備に係る割賦販売契約及びリース契約に基づく支払に対する連帯保証について15,620千円の保証を行っております。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高 628,604千円

販売費及び一般管理費 182,006千円

営業取引以外の取引による取引高 15,443千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 6,581,971株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 7,146千円

退職給付引当金 6,516千円

減損損失 76,425千円

貸倒引当金 204,019千円

関係会社株式評価損 9,930千円

その他 6,996千円

小計 311,035千円

評価性引当額 △297,371千円

合計 13,663千円

関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
(注1)	一般財団法人 軽井沢 ニューアート・ ミュージアム	長野県 北佐久郡 軽井沢町	3百万円	美術館	—	芸術文化活動 への支援	担保提供 (注2)	40,000	—	—
							担保提供 の解除	40,000		
							債務保証 (注3)	15,620	—	—

1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まず、期末残高には消費税が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 当社役員が業務執行を決定する権限の過半数を自己の計算において所有しておりませんが、当社の役員白石幸生が議決権の過半数を所有する会社が基本財産の100%を拠出した法人です。
2. 同美術館の輸入申告に係る税額に関する支払保証に対して、定期預金を担保提供しているものであります。
3. 債務保証は割賦販売、リース取引について連帯保証を行っているものであり、保証料の受領はしていません。

2. 関係会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 ニューアート・ シーマ	東京都 中央区	100 百万円	プライダ ルジュエ リー製 造・販売	直接 100%	役員の兼任 商品の仕入	商品の仕入	628,604	—	—
							売上代金 の一時 預り等 (注1)	—	関係会社 預り金	1,984,697
子会社	Israel Shiraishi, Ltd.	イスラエル テルアビブ	1,000 イスラエル シエケル	ダイヤモンド 仕入・販売	間接 100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の付 貸(注2)	488,868	—	—
							貸付金の 回収	495,306		
子会社	株式会社 ニューアート・ ラ・パルレ	東京都 中央区	90百万円	エステ事業	直接 100%	役員の兼任 資金の貸付 業務受託	資金の付 貸(注2)	50,000	関係会社 短期貸付金	100,000
							貸付金の 回収	120,000	関係会社 長期貸付金	75,000
子会社	株式会社 ニューアート・ フィンテック	東京都 中央区	100 百万円	美術品・ 金銭事業	直接 100%	役員の兼任 経費の立替 仕入代金の 立替	経費の替 立(注3)	18,522	関係会社 立替金	1,378
							仕入代金 の立替 (注3)	284,438		
							立替金の 回収	302,810		
子会社	HONG KONG NEW ART LIMITED	香港	2百万 香港ドル	子会社 管理	直接 100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の付 貸(注2)	60,625	関係会社 長期貸付金	423,574

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業内容	議決権等の所有割合	関係内容	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社ニューアート・クレイジー	東京都中央区	11百万円	ゴルフ用品製造及び販売	直接100%	役員の兼任資金の貸付	資金の付(注2)	—	関係会社短期貸付金	26,000
							貸付金の回収	—	関係会社長期貸付金	298,901
子会社(注6)	株式会社ニューアート・テクノロジー	東京都中央区	10百万円	IT関連事業	直接50%	役員の兼任資金の貸付	資金の付(注2)	92,000	長期貸付金	344,740
							貸付金の回収	15,800		
子会社	台湾新美股份有限公司	台湾	28百万台湾ドル	ブライダルジュエリー等の販売	間接100%	役員の兼任経費の立替資金の貸付	経費の替立(注3)	537	関係会社長期立替金	540,249
							立替金の回収	537		
							資金の付(注2)	245,648	関係会社長期貸付金	237,980

1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まず、期末残高には消費税が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 売上代金の一時預り等については、主に売上代金の入金が頻繁に発生する取引のため、取引金額の記載を省略しております。
2. 資金の貸付に係る利率については、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 経費の立替、仕入代金の立替については、家賃等の経費及び絵画購入代金の一部です。回収条件について具体的な定めはありませんが、回収は行われております。
4. HONG KONG NEW ART LIMITEDへの貸付金に対し、当事業年度において64,805千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において64,805千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
5. 株式会社ニューアート・クレイジーへの貸付金に対し、当事業年度において120,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において120,000千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
6. 株式会社ニューアート・テクノロジーは、当社が保有する全株式を2018年12月14日付で譲渡したことにより、関連当事者に該当しなくなっております。このため、取引金額には関連当事者であった期間の金額を記載し、期末残高には当事業年度の残高を記載しております。
7. 株式会社ニューアート・テクノロジーへの貸付金に対し、当事業年度において344,740千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において264,740千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 19円58銭
- (2) 1株当たり当期純損失 1円64銭

重要な後発事象に関する注記

(株式併合)

当社は、2019年5月7日開催の取締役会において、2019年6月27日開催予定の第25回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます）に、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議しました。

(1) 株式併合の目的

当社の株価は、1円当たりの株価変動率が相対的に大きく、投機の対象として株価の乱高下が生じやすい状況であるため、一般投資家の皆様への影響が大きくなっております。また、東京証券取引所では望ましい投資単位として5万円以上50万円未満という水準を明示しており、当社の株価はこの水準を下回っております。このような理由から、20株を1株に株式併合することにより当社株式の投資単位を適切な水準に調整することを目的としております。

(2) 株式併合の内容

① 株式併合する株式の種類

普通株式

② 株式併合の方法・比率

2019年10月1日をもって、2019年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数20株につき1株の割合で併合いたします。

③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（2019年3月31日現在）	332,527,514株
株式併合により減少する株式数	315,901,139株
株式併合後の発行済株式総数	16,626,375株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算出した理論値であります。

(3) 発行可能株式総数の変更の内容

株式併合の割合にあわせて、効力発生日における当社の発行可能株式総数を700,000,000株から66,000,000株に変更いたします。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して端数の割合に応じて支払います。

(5) 株式併合の日程

取締役会決議日	2019年5月7日
株主総会決議日	2019年6月27日
株式併合の効力発生日	2019年10月1日

(6) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	391円62銭
1株当たり当期純損失	32円81銭